

会 議 録

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| 会議の名称 | 令和7年度（2025年度）第2回豊中市学校教育審議会 | | |
| 開催日時 | 令和7年（2025年）10月2日（木） 14時00分～15時30分 | | |
| 開催場所 | 教育センター教科教育研修室1・2 | 公開の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可 |
| 事務局 | 教育委員会事務局 学校教育課 | 傍聴者数 | 3人 |
| 公開しなかった理由 | | | |
| 出席者 | 委員 | 榎本委員、柏木委員、高木委員、田村委員、水野委員、松浦委員、八木委員 | |
| | 事務局その他 | 岩元教育長、森山事務局長、勝井次長、田上次長、北村次長、本田地域連携課長、倉田教職員課長、小林学び育ち支援課長、松田教育センター所長、松野主幹、西口読書振興課長、尾崎教育総務課主幹、杉本児童生徒課長補佐、小渡学校教育課長、佐加主幹（学びの多様化担当）、内田主査、亀田主幹（計画担当）、石村課長補佐、森田主事、望月、丸子 | |
| 議題 | 1. 議案 1. 会長、副会長の選出について 2. 学びの多様化学校の運営に係る基本的な考え方について（諮問） | | |
| 審議などの概要 （主な発言要旨） | 別紙のとおり | | |

● 開会

● 成立要件の確認

● 教育長あいさつ

● 出席委員の紹介

● 議案（１）会長、副会長の選出

（互選により、会長には柏木委員が、副会長には水野委員が、それぞれ選出された。）

● 議案（２）学びの多様化学校の運営に係る基本的な考え方について

事務局： 資料3、参考資料について説明。

会長： ただいまの説明について、ご質問、ご意見などがあればいただきたい。

A委員： 従来の豊中市には中学校と義務教育学校があって、新たに学びの多様化学校ができる。卒業する際は学びの多様化学校で卒業することになるのか。

事務局： 転入学した場合、卒業するのも学びの多様化学校でと考えている。

A委員： 3年間のうちに状況が変わり、地元の学校、友達とも関係が出来ているので地元の学校に帰りたくなったなら転校して、地元の学校に行くことができるのか。

事務局： 再度、地元の学校に転校することになる。基本的には、地元の学校に行くことができないことをうけての学びの多様化学校への転校ということになる。子どもの状況を丁寧に見極めたいという点もあり得るが、基本的には戻らないと考えており、卒業まで学びの多様化学校で過ごしてもらおうことを考えている。

A委員： 学校の教職員は、一般の中学校は教科担任制である。学びの多様化学校は少人数制で学ぶ意欲もこれまでの知識も学力もみんなバラバラの中で、状況によっては一対一でやらないといけないようなときもあると思う。講師ではなく先生が他の市立学校から転勤して、状況に合わせて教科担任を考えて学年配当をするということか。

事務局： 1学年1教室25名程度の定数である。25名が一斉に向かうこともあり得るが、進捗などにおいて小さなグループに分かれて対応する授業もある。生徒の気持ちの持ち方によっては、教室を離れて別の授業を受けてもらい、今日は何がしたいかという生徒の気持ちを受けながら対応する授業の進め方になると考えている。授業に対応するために、1つの授業に主軸となる先生がいるうえで、サポートする先生が2、3名でフォローすることを考えている。授業に入らない先生も、授業から離れている生徒に寄り添って、相談や学び直しを柔軟にできるよう考えている。先生の

体制、人数については、文部科学省において、基本定数上は通常と変わらない形になる。そこをどれだけ充実させていくかという部分は、関係各所に働きかけている。

A委員： 阪急電鉄沿線の子どもは、電車やバスで通学できると思う。以前、千里中央と庄内に少年文化館があったときは、千里中央の子どもが庄内に行きにくいため千里中央にも作ろうということで作って、その後の機構改革で、青少年交流文化館いぶきになった。学びの多様化学校では保護者が送ったりするのか。

事務局： 通学手段に関しては通常の中学校と同様の形で考えており、保護者送迎もあると思う。寺内などの阪急電鉄から離れている部分も公共交通機関でと考えている。通学定期などの手続きも考えている。庄内駅から学びの多様化学校の設置される旧島田小学校まで、徒歩で12分程度見込んでいる。公共交通機関と兼ね合わせて、市内全域から1時間程度と考えている。中学校においては、多少負担感はあるのかもしれないが、将来、高校進学などの進路を考えた際に、しっかり登校できるようにとの気持ちを持って学校に通っていただきたいと考えている。

A委員： 1学年当たり20人から25人という人数は、現在、青少年交流文化館いぶきに通っている人数や中学校への行き渋りの子ではなく、行けそうな子の人数を把握したうえでの人数か。

事務局： 大人数での授業を受けにくいと考えると、生徒の多さをどこまで減らしたら心理的な落ち着きが持てるようになるか、今、中学校40人学級になっているので、見極めての25人か、20人程度で考えている。ニーズ調査で、小学校、中学校において学校の別室などで学んでいて教室の方に入りにくい生徒、集団生活や授業の進め方に合わせるのが苦手だが学習がしたい生徒がどれぐらいいるのかニーズを測り、これぐらいの1クラスの人数になったという結果である。

B委員： 豊中市学びの多様化学校基本構想の3ページ目のグラフについて、不登校に対する新規継続人数が示されている。グラフを見ると、明らかに小学校から中学校に対して、大きな変化があるように見える。不登校の生徒を拾い上げる学校の設置は1つの考え方として正しいと思うが、小学校から中学校への大きな変化点に対して何か施策を設けておかないと不十分ではないか。

副会長： まさしくそうで、小学校と中学校の教職員では基本的に免許も違うし、中学校では教科担任制になる。中学校になると部活があり制服がある。中学校1年生の夏休みまでに新規の不登校生が増えるというのは20年ぐらい前から文部科学省が注目して、国立教育政策研究所が全国30の中学校を抽出して新規の不登校生をいかに抑制するかを施策として展開してきた。小中の交流、校区での交流、中学生が小学校に行ったり、カリキュラムマネジメントを行ったりし、小学校と中学校の垣根を減らすなどの取り組みがなされてきた。福井県は小学校と中学校の両方の免許を持つ人をどんどん登用している。実は幼稚園・保育所・認定こども園と小学校のギャップもある。それから中学校と高等学校のギャップもある。コロナ禍以降、不登校が大きく増えたところが、背景にはある。

B委員：　そういう施策はすでに行われているという理解でよいか。

副会長：　例えばスクールカウンセラーが19年ぐらい前から大阪府では全部の中学校に配置され、小中一貫校などのいろいろな施策が行われてきた。

事務局：　幼稚園・保育所・認定こども園からの小学校への連携、そのあとに続く小学校から中学校への連携はコロナ禍以降、文部科学省も注目しているのと同時に、本市においても独自の動きをしている。特に小中一貫教育に関しては本市としては全市的に進めようとしており、前回の学校教育審議会でも答申をいただいたが、第八中学校区をモデルに施設分離型の小学校と中学校でも、小中一貫教育を進める形で、できるだけ小学校と中学校の段差を緩やかにする取り組みをしてきた。

事務局：　不登校についての小学校から中学校への段差の解消については、各学校に不登校担当の先生がおり、その先生方が集まって情報共有や良い方向に向かうための会議を設けている。また、校内教育支援センター(いわゆる別室)が各校にあるが、ある中学校では、校区内の小学校の不登校傾向の児童に対して中学校に進学したらこういう別室があるという紹介をする場面があり、小学校と中学校の段差解消のために取り組んでいる。

会長：　委員におかれては、政策についてご了承いただけるだろうか。先ほどの意見は、非常に重要で小学校から中学校までの段差、そこでの不登校の発生の原因を把握して、この学びの多様化学校で何をすればいいのか示唆を得るという方向性も考えられる。現在もいろいろな政策・手立てを打っているが、それに加えて不登校の発生の原因を把握して今からの審議に生かしてほしい。

C委員：　案内の通り先般、文部科学省の教育課程企画特別部会の論点整理が公表された。その中で、児童生徒の多様性を包摂する柔軟な教育課程は、次期指導要領の方向性の中の大きな柱の一本として検討されている。児童生徒の多様性の包摂は、学びの多様化学校はもちろん、一般の学校においても重要な課題となっている。従って、今度新設される学校の取り組みがこの学校だけにとどまらず、豊中市内の学校教育全体の向上に資することを望み、期待している。

そういう観点から質問がある。資料4の(4)市立学校・市の不登校施策へのフィードバックとあり、3点挙げているが、具体的にどのようなことを構想しているのか伺いたい。2点目、今後、不登校の児童生徒が増えていくことも見通され、入学希望者が定員より大幅に多い場合もあり得ると思う。そのような場合どうするのか。入学できなかった生徒について、どのように対応するのか、将来的に取り組みを拡大することも視野に入れているのか。見通しを教えてください。

事務局：　1点目、不登校施策へのフィードバックについては、より具体的な掘り下げはまだ検討していない。基本的に人事異動を中心に各先生方や地域の学校において、不登校の生徒に寄り添うマインドを持って学校に展開してもらうことが考えられる。児童生徒課で不登校担当者連絡会を行っている。不登校担当者が学びの多様化学校の取り組み、生徒の寄り添いの部分を中心とし

た議論をしているが、学びの保障の部分を中心に取り組みの状況などを公表、展開していくことを考えている。市民向けの講演会でも情報共有を図っていく。学校1つができたからここで完結するというのではなく、1つここがまた軸になって不登校施策の充実につなげていくことが重要である。具体的な部分はまだ掘り下げているわけではないが詳細に検討を進めていきたいと考えている。

2点目の入学の定員に関して、見込み調査だけでは適正であるとは考えていない。ただ、学習に向かう気持ちを丁寧に見極めたうえで、来年度4月から地域の学校・不登校の生徒・保護者・教育委員会事務局が関与した形で面談などを進め、7、8月中に体験授業・面談などをして、この学校に本当に一番合っているかどうかを見たとした場合によっては違う不登校支援施策もあると考えている。先ほども1次支援から4次支援まで説明したが、青少年交流文化館いぶき活動を利用する、ないしは地域の学校でできることがある。説明会、体験授業などを受けて、学校にフィットするかどうかの選考を考えている。

人数が増えていくことに対応した形で学びの多様化学校2校目の考え方があるかどうかだが、現時点では2校目はないと考えている。地域の学校が学びの多様化学校の要素を引き継いだうえで、不登校児童生徒の対応をしていただくことを考えているので、2校目ということではなく、地域の学校が学びの多様化学校に近づくことが重要である。先ほどの次期学習指導要領は中央教育審議会で審議されている部分でもあるが、地域の学校においても多様な学びに対応するという形をめざしたい。

D委員： 学びの多様化学校は良い取り組みだと思っている。ぜひ成功することを願っている。その中で2点質問があり、実質的に中学校の形として動かすと、中学校の教職員定数の問題がある。特に地方の学校では、全教科の先生が揃わない、特に音楽、美術、技術・家庭科などの先生が揃わないという問題が出ている。アラカルトという言い方ではないが、どういうメニューを提供しながら子どもと向き合うか。次期学習指導要領では学校の柔軟な教育課程の編成も可能になっていきそうな状況なので、そこからどんな先生を何人、整えていくかという問題が1つある。

2点目に、不登校問題の原因が簡単にこれだとは語れないが、ある面で小学校の学級担任制で担任と合わない事例もないとは言えない。その際に小学校での学びについて、学力的に教育課程の年次の学習内容についてこれない子どもたちに、どうやって学び直しをさせていくか。そのためにも、教員の配置が一番の課題となってくる。そのあたりの加配ができるような教育課程の特例校のようなやり方もあると思うので、新たな取り組みには加配ができるような行政配慮を行えないかをお聞きしたい。

事務局： 教職員の配置体制について、人員体制の制度では学びの多様化学校も1条校であり、定数に関しては、3教室では校長・教頭・管理職含めて9名の教職員になっている。管理職を除くと7名分となり、9教科全部を網羅することはできない。この点については国制度における加配などを獲得したうえで、さらに人数の充実を考えている。文部科学省や大阪府に働きかけたうえで人数を確保していきたい。文部科学省の概算要求についても学びの多様化学校1校につき2名が概算要求の段階ではあるが、引き続き要望を続けて体制の充実を図っていきたい。

そして、学び直しなどの状況の対応については、メインの教科においてメインの先生が授業に

関わるという形にはなると思うが、それ以外の先生が、その授業の間においても学び直しの部分の対応をする。朝の始業時間が大体9時20分からと考えているが、始業時間が始まる前の準備時間や放課後の時間に学び直しや授業の習得が進んでいる生徒については得意な分野のサポートの対応も考えている。また、担任については25名の生徒に対して1名の担任の先生がつくという形ではなく、先進的にやっている学校に倣い、複数いる教職員から担任を選ぶ形の取り組みも検討している。

事務局： ご指摘いただいた視点は、非常に大事な視点であると同時に非常に難しい視点であり、中学校の教職員定数を配置するわけである。もちろん加配の努力もさせていただくが、特にやはり、1つ免許の壁というものがある。臨時免許や特別免許などは、大阪府教育委員会が所管されるところではあるが、柔軟にできないかどうかの申し入れ、協議などをしっかりと検討していきたい。もう1つ、小学校と中学校の段差の話が出たが、学びの多様化学校は、法的には中学校の位置付けになる。例えば小学校の教職員で中学校の免許を持つ教職員が学びの多様化学校に異動するとの考え方もできると思う。

D委員： さらに正規の教職員の方以外に、例えば小学校であると低学年に補助の方が、免許を持っていない方でも携わっているし、教職員以外に一緒に教育をしてくれる方が、法定上の人数の加配とは別に考えられないかということもあるので、そういうことができるなら、そのあたりの検討もしてほしい。

E委員： 1点目に、参考資料に掲載のある立地について。市の中でもかなり南のほうに位置しているので、北側の生徒が学校に通いにくい。交通アクセスで、道路や電車の話があったが、市全体で生徒がそこに通える場所なのか。学校の場所が確定でないのであれば検討した方が良い。実際、他市義務教育学校では、立地が悪かったり、教育の内容面もあまりいいものではなかったりして、生徒数が激減している状況がある。そういった失敗例も参考にされた方がいいのではないか。

資料3は、誰に対しての資料なのかを意識したほうが良い。小中学生にも理解できるようにして、この資料を見て、困難を抱える生徒が通いたいと言ってくれるようなものにする必要があると思った。例えば、最初の1ページの「めざす教職員像」にある、合科的授業は、教科を横断した授業とか、垣根を超えた授業などの分かりやすい言葉で表していくことが必要かと思う。

2点目に、4.具体的な取り組み(1)めざす教育①「新たな学習環境の提供」という箇所が柔軟性に欠ける。授業時数が減っただけで、あとは始業時間が遅くなるというところがあった。例えば、休み時間を15分にしたり、中休みを設定したり、あるいは3部制にして、早く来られる子は早く授業を始めて、早く起きられない子は遅くから始めるなど、そういう斬新なカリキュラムにした方が良いのではと思った。最初の時間にホームルームと書かれているが、ホームルームの時間をこれだけ長くにとって何をするのか疑問に思う。

3点目に、③民間事業者や大学等と連携した多様な体験学習の実施の箇所で、具体的にどうしていくのかをもっと深めていけたらよいと思う。このあたりは事務局への情報提供になるが、高知県の高知市立春野中学校はかなり地域との連携を先進的にしているので、その辺りも参考にして

ほしい。

4点目に、4.具体的な取り組み(1)めざす教育④「学習環境の充実」の箇所で、未来ルームのICT空間活用と書かれていた。コミュニケーションが苦手な生徒が、バーチャル空間において、テキストベースで会話できるようにする必要性が今後出てくると思う。アプリなどを活用していけるとよいのではと思う。また、リラックスルームという話もあったが、図書館を活用する観点の欠如していると思う。図書館は第2の学校の保健室と呼ばれることもあるので、教育面やコミュニケーション面について深めてほしい。また、兵庫県養父市の「バーチャルやぶ」というところでも、バーチャル面を活用した取り組みがされているので参考にしてほしい。

5点目に、4.具体的な取り組み(3)の「教職員育成の取り組み」のところで、教員が私物のデバイスを使えるのかということが気になった。昨今いろいろな問題があつて、大阪府内でも特定の市町村が教職員のデバイスを使って生徒の撮影をしないよう通達を出していることもあり、教職員が個人のデバイスを使えないのであれば、委員会側が準備していく必要があるのではないかと思った。

事務局： 立地に関して、島田小学校跡地の活用は決定されており、整備などについても準備を進めている。各学校の方にも回らせていただいて、いろいろ意見を聞かせていただいたところ、千里中央などの北部から通えるかどうかの懸念が上がっているが、1時間以内に通える部分について通う力を育む観点で学校に通ってもらおうと考えている。資料が誰向けかという対象については、地域の各学校においては年度当初にこのような取り組みをするというグランドデザインという形のものを出している。ただ、学びの多様化学校については、令和9年(2027年)4月開校に始まって、いきなり作成するのは難しいところがあるため、ベースにさせていただいたうえで令和9年度開校の学校をどのようにするかを考えており、もう少し分かりやすくする必要がある。

民間事業者や大学などの連携に関しては令和8年度(2026年度)、準備段階の1年前から具体的にどのようにするかを掘り下げていこうと考えている。様々な探究型学習を提供している事業者や各大学の不登校支援の担当から助言などをいただき、学習内容を充実させていく方向で検討したい。授業空間について、はっきり記載していなかったが、図書館書架や机があるという一般的な図書館というふうなイメージよりは、もうちょっとリラックスできるような空間で、ゆっくりとリラックスした姿勢で本を読んだり、勉強ができるというふうなことも考えている。

ホームルームについては、授業を始める時間を考慮して長くしている部分がある。不登校の生徒においては起立性調節障害や、なかなか朝早く起きることが難しい部分がある。朝1時間目から絶対に来ないといけないなど束縛はせず、行ける時間で来てもらう。ちょっと今日は調子が悪くなったから自分の帰りたいタイミングで帰る、など時間割を柔軟にする形でこの学校の運営を回していきたいと考えている。

事務局： 私物の端末についてはセキュリティポリシー上、使用を禁止している。教職員には市が手配した端末を使って授業をしていただく。

副会長： 協働学習を実施するという話があるが、個人的な印象から行くとスクールカウンセラーを長くやらせてもらっていたが、なかなか難しい。今、図書館の議論でもあったが、「まずは

本を読んでみよう」という場合もあれば「決まった時間に来れない」場合もある。木曜日くらいからは出席率が非常に良いが、月曜日から水曜日は非常に難しい。一人ひとり考えて「この子とはにかく来てもらう」が良いが、「この子は自分の好きな読書をする」ということになっていくと思う。

一人ひとりのメニューをいかに立てるかにおいて、先生方もそこで忙殺されていくと思うが、そこで集団作りなど学校が培ってきた集団を作って班を作って学びをしてというスキームは適応が難しくなるので、先生方はこれがチャレンジで、「学びの多様化を各校に還元していく」ということであれば、たくさんの方にこの学校のチームになってもらって、OJTを学んでいただくこともあると思う。

システムと運用に関しては分けてお話をしていくと、もしかしたら豊中市に何かできるのかと思った。

事務局： 学びの多様化学校を作るうえで、学校づくりの部分はめざすべき方向性の形で作成した。委員が話していただいた部分で見直しをさせていただきたい。また、入学の部分に関しては教育委員会事務局側が担うものと考えており、そこに関してはめざす方向性の検討状況などについては別途説明しようと考えている。

事務局： 副会長からいただいたご意見に関して、まず運用と方針を分けるあたりは視点を入れていきたい。

B委員： みんなで自由に議論できる視点を入れていただきたい。何も言わず、表面上賛成してるが心の中では、モチベーションを下げて、やる気を無くして、夢や希望を無くす若い子たちが、いっぱいいるのではないかという経験がある。今回の学校の趣旨は、十分理解できたので、もう1つお願いは、みんなで議論できる環境を作る方策、具体的にどうしたらいいとは言えないが、これをぜひ取り組んでいただけたらありがたいと思う。

会長： 非常に重要な指摘と思う。

事務局： 委員のご指摘を受けて、学校運営に関することということで、7月に校名について募集し児童生徒・保護者などに公募をかけたうえで今、学校名を決める手続きを行っている。その次の校歌、校章については、学校が始まってから検討する。子どもたちと教職員が一緒になって、学校の校歌は国語や音楽の授業で、校章については美術や技術の授業で決めていただこうと考えている。校則も、どういう校則がいいのかというのを、生徒が先生に言ってファシリテーターになるような形でルールメイキングをするというような検討は進めているところである。

事務局： 令和4年（2022年）6月にできたこども基本法の中でも子どもの意見表明権の保障がうたわれている。学びの多様化学校においても、子どもの意見をすべて尊重しそれを叶えることはなかなか難しいかもしれないがそれを大切にして、一つひとつのつぶやきや意見を拾い上げるといような学校にしたいと考えている。

会長： それでは、皆様からご意見を伺うことは終了とさせていただきます。私の方からお願い事として何点か申し上げたいと思う。

議論の回数もなく、決めるということを当初お伺いしていたが、やはりこの学校運営の構造的な側面の議論と、この教育目標「夢に向かって」と書かれているが、この学校の中身の運営をどうするのかという議論について、両方をこの時間で済ませるとするのが難しいように思う。

本日、通学、教職員定数についての議論があった。やはり先ほど事務局がおっしゃった「基本的には地元の学校へ戻らない」という想定でいいのかどうか疑問である。もちろん戻らないといけないというのは問題だが、多くの学びの多様化学校というのは、子どもたち一人ひとりを社会的存在とみなして、意思決定をしやすいような方向性での立て付けを考えていたりする。それから、やはり成功している学びの多様化学校というのは教職員含めて、子どもの人数に対して100人ぐらいは、スタッフさんがいたりする。そういうところの立て付けどう考えるのか。また、これが成功すると、2、3年後には人数が超過する。

その際に、「学びの意欲を見て」と先ほどおっしゃったが、とても傷ついて学びに向かえない状況にある子どもがたくさんいるというのが不登校生の状況である。本当に苦しんでいてつらい状況にあって、本当は学びたいけれどもそんな状況にない子どもがいるということを想定したうえで、「夢に向かって」という学校教育目標を市として立てていいのかわからない。学びの多様化学校だからこそ、「何かに向かって夢を持ちなさい」というような強制力を働かせていいのかわからずから考えないといけない。

さらに、4ページの⑤のところに「個別最適な学びを支える人材を育成します」とあるが、多くの学びの多様化学校がめざしているのは、先ほども言ったが、子どもが社会的存在として生きていくことである。つまり、「集団がだめだから、個別にしたらいいでしょう」ではなく、いかに他者を信頼することができるのか、他の人を怖がらずに、他者といることがいかに楽しいと思えるのか、そこを第一にめざすべきだが、この資料からはそれが読み取れない。そういうところもふまえて、もう少し「一から子どもをどう育てるのか」というところから考えて資料作りをしていただきたい。そのために議論が必要なのであれば、やっぱりその機会を設けていただきたい。

最後、厳しいことを申し上げたが、豊中市の充実に貢献するために、お願いできたらと思う。

以上で、議論を終了する。

●その他

事務局： 次回の審議会は12月頃を予定している。今回同様、会場とオンライン上での開催を予定している。

●閉会